

# 民主党政権の危うさ

(マニフェスト・INDEX2009を徹底解明)

作成日:平成21年10月15日  
(平成22年通常国会閉会時、経過と結果を追加)

北川イッセイ事務所

# 民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底解明)

- 目次
1. 子ども手当の支給 (中学卒業まで、1人当たり年額31万2千円を支給)
  2. 高校授業料の無償化 (年間12万円を支給)
  3. 年金制度を一元化
  4. 後期高齢者医療制度は廃止する
  5. 農業の戸別所得補償制度を創設
  6. 高速道路の無料化
  7. 中小企業の法人税率を11%に引き下げる
  - ※ 8. 返済猶予制度(亀井金融担当大臣が明言)
  9. 地球温暖化対策の推進(2020年までに1990年比25%)
  - ※ 10. 川辺川ダム・ハッ場ダム中止
  11. 緊急経済対策の補正予算を執行見直し
  12. 東アジア共同体の推進
  13. 沖縄普天間飛行場の移設問題
  - ※ 14. 「夫婦別姓」導入
  - ※ 15. 教員免許更新制度の見直し
  16. 社会保険庁(H22年1月に日本年金機構が発足)の見直し
  17. 労働者派遣法の規制強化
  18. 国家公務員制度改革
  19. 郵政事業の抜本的見直し

※ INDEX2009のみに記載

民主党的政策	子ども手当の支給（中学卒業まで、1人当たり年額31万2千円を支給）
<p><b>問題点</b></p>	<p>子ども手当は中学卒業までの子ども1人に対し、月額2万6000円を支給する子育て支援策で、民主党は初年度の2010年度は半額を支給し、11年度から完全実施する方針。子ども手当の実施にあたっては、巨額の経費(年間約5.3兆円)が必要とされる中で、その財源として現行の所得税の配偶者控除や扶養控除、児童手当を見直すとしている。</p> <p>○ 子ども手当により、新たに月額2万6000円の家計の負担が軽減されるような印象を受けるが、「配偶者控除や扶養控除の廃止による負担増」及び「児童手当の廃止による収入減」と相殺すると、実際に軽減される家計の負担は、月額4000円程度(※1)にしかならないと思われる。</p> <p>○ さらに、子どものいない世帯にとっては、例えば定職を持たない配偶者がいる家庭では、配偶者控除の廃止により一方的な増税となる。(※2)</p> <p>○ また、子どものいる世帯でも、子どもの中学校卒業後には、配偶者控除の廃止に伴う負担増のみが待っている。(※1')</p> <p>○ つまり、家計の負担軽減にそれほど役立たないばかりか、多くの国民には一方的な増税が一生続くことになる。</p> <p>○ しかも、各控除を全て廃止しても約1.6兆円の財源確保(※3)に留まり、5.6兆円もの巨額の財源を確保するためには、さらなる増税は避けられず、かえって家計の負担が重くなる可能性さえある。</p> <p>○ 所得制限を設けないようだが、高額所得者には不要ではないか。</p> <p>○ 使い道が子ども向けに限定される保障はあるのか。</p> <p>○ 配偶者控除を廃止することは家族制度否定につながるおそれがある。</p> <p>※1・※1' 配偶者と3歳未満の子どもが1人いる世帯(課税される所得金額が195万円を超え330万円以下=控除前の給与収入では500~700万円程度)を想定したケース。</p> <p>※2 ※1を配偶者のみがいる世帯(課税される所得金額が195万円を超え330万円以下)としたケース。</p> <p>※3 配偶者控除0.7兆円、扶養控除(一般)0.9兆円の合計(国税)。なお、仮に4兆円を消費税で確保しようとするれば、税率を1.5%程度上げる必要がある。</p>
<p><b>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</b></p>	<p>○ 2010年6月から所得制限なしで中学卒業までの子ども1人当たり年額15万6000円(月額1万3000円)を支給する。但し、地方と事業主が負担していた児童手当を暫定的に存続させ、両手当の合計額が1万3000円になるような仕組みにする。その結果、10年度に必要な約2.3兆円のうち、国の負担は約1.7兆円となる。(地方は約6100億円、事業主は約1450億円の負担となる。)制度導入にともない、15歳以下の扶養控除は廃止されたが、配偶者控除は存続(先送り)となった。</p> <p>○ 所得制限をなくしたため、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯ほど有利となっている。また、外国人が日本国内に住んでいれば母国に残している子どもにも支給される一方で、親が外国に住む日本人の子どもや児童擁護施設・里親などの子どもたちに支給されない。</p> <p>○ 3月26日法案成立。支給月は6月、10月、来年2月。但し、今年度限りの時限立法であり、来年度以降支給分は法案の再提出が必要。</p> <p>○ 民主党の参院選マニフェストでは、11年度以降について、「財政を確保しつつ、既に支給している月1万3000円から上積みする」という内容に改められ、満額支給を事実上断念した。上積み分については、「地域の実情に応じて、出産一時金や保育・給食、ワクチンなどの現物サービスに代えられるようにする」と盛り込み、保育サービスなどの現物支給に回す考えを示した。また、11年度から子どもの「国内居住要件」を課し、海外に住む子どもは対象にしないこととした。</p> <p>○ 満額支給の断念により、当初検討されていた配偶者控除の廃止についても、半額支給のままではマイナス負担増の家庭が多くなることから、11年度以降も配偶者控除は存続される見通しとなった。</p>

民主党政権の政策	高校授業料の無償化（年間12万円を支給）
<p>問題点</p>	<p>民主党は、公立・私立双方の高校生を対象に公立の授業料の年額相当分(12万円)を支給、私立高生で年収500万円以下の世帯に年24万円を上限に支援するとしている。当初案では、保護者からの申請に基づき、市町村が年3回に分け各家庭に直接給付することになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政負担は概ね年間約4500億円と見込まれる。</li> <li>○ 標準授業料額相当額を設定し、高等学校等の生徒の保護者に対して、原則として36か月分(3年分)を支給するとしているが、保護者に直接支給しなくても、授業料の減免あるいは控除などの方法で目的は達成できるはず。</li> <li>○ すでに低所得者の対策は実施しており、無償化の必要はない。</li> <li>○ 所得制限をどうするかが問題点である。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立高校生については授業料を不徴収とし、地方自治体に対して授業料収入相当額を国が負担することにより無償化とする(直接給付はしない)。また、私立高校生については、公立高校授業料相当額(年額11万8800円)の就学支援金を所得制限なく全ての生徒に支給する。但し、低所得世帯には、所得に応じて、助成金額1.5～2倍した額を上限として追加支給する(年収250万円未満程度・・・23万7600円(2倍)、年収250～350万円未満程度・・・17万8200円(1.5倍))。概算要求では、私立高校について「年収500万円未満の世帯を助成額2倍」を想定して4501億円が計上されていたが、予算額は3933億円に圧縮された。</li> <li>○ 実践的な職業教育を行う専修学校は、中学卒業者が学ぶ専修学校高等課程(高等専修学校)を無償化の対象とする。各種学校も無償化の対象に含まれるが、そこに外国人学校(朝鮮学校など)が含まれるかなどの重要な問題が先送りされ、文部科学省が教育専門家らによる検討の場を設けて基準を策定、8月頃に結論を出すとしている。(可否を都道府県に判断させる案が検討されている。)</li> <li>○ 公立高校の授業料不徴収について、国は、政令で定めた額を地方公共団体に交付することになっているが、東京都(12万2400円)や大阪府(14万4000円)のように公立高校の授業料が高いところでは、その差額を自治体が負担することになる。また、留年者に対する授業料徴収について、文部科学省は授業料を国費負担しない方針であり、留年者の授業料を無償にする場合は自治体の負担となる。</li> <li>○ 国外で日本人学校に通っている高校生は無償化の対象にならないが、これは教育基本法第4条の「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」との規定に抵触する可能性がある。また、子ども手当は親が日本に居れば、海外に留学している子どもにも支給されるが、高校授業料無償化については国外の日本人学校は対象外なので、制度としての整合性に疑問が生じる。</li> <li>○ 3月31日法案成立。4月1日施行。</li> <li>○ 5月26日、朝鮮学校などを高校無償化の対象にするかどうかを検討するための専門家会議が設置され、判断基準の検討が開始された。委員は、国内外の教育行政や教育制度、都道府県の高校行政に詳しい専門家6人から構成されている。政府の審議会は公開が原則だが、外部から働きかけのない環境の下で、公正中立に検討できるよう、非公表とした。8月頃の会議終了後、委員名と議事要旨を公表する方針とのこと。</li> </ul>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底説明)

民主党的政策	年金制度を一元化
<p>問題点</p>	<p>自営業者らが加入する国民年金や会社員の厚生年金など、職種で異なる制度を所得比例年金に一元化したうえ、納めた保険料で受給額が決まる「所得比例年金」と、年金受給が少ない低所得者らを救済するため満額で月額7万円を手当てする「最低保障年金」を組み合わせた制度を創設するとしている。その際、「最低保障年金」は全額消費税で賄うとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公平な保険料徴収のための正確な所得把握をどうするのか。</li> <li>○ 新制度の保険料は職業に関係なく収入の一律15%と想定されているが、自営業者や農業者にも同率の保険料負担を求めることに理解が得られるのか。(年収400万円の場合、保険料は月額1万4460円が5万円以上大幅アップ)</li> <li>○ 会社員は現行の厚生年金と同様、保険料を会社側と折半となる一方、自営業者は全額自己負担となり、事業主負担分を含め2倍の負担が求められることになる。このように、負担については、会社員と自営業者の間で、所得比例年金の保険料に格差が出る。</li> <li>○ 基礎年金の給付費は平成20年度で約19兆円であり、同年度の消費税収入13兆円を充てたとしても、6兆円(約3割程度)の給付費が不足し、その手当が不明。また、消費税収入には、地方分が約半分含まれており、これを全て年金に充てるならば、地方の収入をどうするのか不明。</li> <li>○ 消費税収の全額を最低保障年金に充てるとした場合、巨額の税財源をどのようにして手当するのか。また、引き続き増加が見込まれる医療や介護などの他の社会保障の財源との関係をどうするのか。</li> <li>○ 所得比例年金の額に応じて最低保障年金がカットされるようだが、結局年金が全体でいくらもらえるのかわからない。</li> <li>○ 生活保護との関係をどう考えるのか。</li> <li>○ これまで保険料を納付してきた者と、保険料を納付していなかった者との公平が図れないのではないのか。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政権発足当初の2年間は年金記録問題に集中するとし、年金制度改革は政権3年目以降とされていた。しかし、内閣支持率の低迷により、参院選に向けて国民の関心の高い年金改革に取り組む姿勢を見せるため、関係閣僚による「新年金制度に関する検討会」(鳩山首相議長)を発足させた。</li> <li>○ 検討会では、5月中に年金制度改革の基本原則をまとめる方針であったが、調整が遅れており、取りまとめは6月中にずれ込んでいる。基本原則(案)によると、民主党が衆院選マニフェストで掲げた最低保障年金「月額7万円」については、金額が明記されない見通しで、将来の増税論につながる具体的な制度設計を避けた内容となりそうだ。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでは、税制の抜本改革を実施することで、「年金制度の一元化、月額7万円の最低保障年金を実現する」としているが、具体的な制度設計は記載されていない。</li> </ul>

民主党的政策	後期高齢者医療制度は廃止する
問題点	<p>民主党は、2008年4月からスタートした後期高齢者医療制度を廃止し、従来の老人保健制度に戻すことを主張している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「後期高齢者医療制度」は財源を現役世代の医療保険から40%、税で40%、自己負担を20%(減免制度あり)といった基本的な考え方で組み立てられている。「後期高齢者」というネーミングに配慮が足りなかったが、システムは間違っていない。</li> <li>○ 急速に進む老人医療費の増加にどう対応するのかという処方せんを全く示さずに、制度廃止だけを主張するのは無責任。</li> <li>○ 制度を元に戻した場合には、負担のルールや運営主体が不明確といった問題点を有する制度に逆戻りすることになる。</li> <li>○ 後期高齢者医療制度においては、市町村国保に比べて、75%の世帯で保険料が軽減され、保険料格差も2倍に縮小したにもかかわらず、老人保険制度では逆に負担増となり、格差も5倍に広がることになる。</li> <li>○ 新制度で負担が軽くなった一部の高齢者には逆に負担が重くなる恐れがある。</li> <li>○ 制度を運営する広域連合、地方自治体に混乱を与え、システムの変更などで多大なコストが生じる。</li> <li>○ 民主党自身が2000年11月、参議院国民福祉委員会で老人保健制度には問題があるとして「新しい高齢者医療制度を作るべきだ」とする付帯決議を提案、可決している。</li> </ul>
2010年 通常国会閉会時 の経過と結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい高齢者医療制度の検討が、長妻厚生労働大臣直属の「高齢者医療制度改革会議」で進められている。年齢区分の問題解消など6原則に基づき、(1)年齢にかかわらず加入者の所得状況などに応じて国民健康保険(国保)や健康保険(健保)組合の間で財政調整を行う制度(2)65歳以上を独立させる制度(3)退職後も企業の健保組合に加入し続ける制度(4)65歳以上は全員国保に加入する制度など複数の制度案が検討されており、8月に中間とりまとめを行う。その後、今年末までに具体案をまとめ、2011年の通常国会に関連法案を提出し、13年4月から新制度をスタートさせるとのこと。</li> <li>○ 4月14日の第5回高齢者医療制度改革会議では、後期高齢者医療制度廃止後の新制度について、(1)年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位に一本化する案(2)65歳以上の「別建て」保険方式を基本とする案【健保連提案】(3)被用者保険OBは、新設する退職者健康保険制度に加入する「突き抜け方式」案【連合提案】(4)高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る案 — の4案が示された。</li> <li>○ また、同会議では、65歳以上が原則市町村運営の国保に加入する場合の財政試算が公表された。試算は、65歳以上について(1)全員国保加入(2)被用者保険の人は被用者保険に継続加入(3)被用者保険加入者本人は継続加入し、扶養家族は国保に移行 — の3通りで、現行制度と同様に75歳以上の医療給付費の5割に税を投入する場合、いずれの案でも、公費(税)負担を9000億円削減できるとした。一方、(1)のケースでは、国保9000億円負担増、健保組合及び共済1000億円負担増、協会けんぽ2000億円負担減となった。(2)のケースでは、国保6000億円負担増、協会けんぽ3000億円負担増、健保組合及び共済増減なしとなった。(3)のケースでは、国保8000億円負担増、健保組合1000億円負担増、協会けんぽ及び共済増減なしとなった。厚労省は税削減分の9000億円を使って国保などを財政支援し、負担増を回避することを検討しているとのこと。</li> <li>○ 民主党は、参院選マニフェストでも後期高齢者医療制度を廃止することを主張しているが、時期については13年度から新制度をスタートさせると明記している。</li> </ul>

民主党的政策	農業の戸別所得補償制度を創設
<p>問題点</p>	<p>農業者戸別補償制度は、政府が設定する品目別の生産計画に従った農家に対し、一定の所得を補償する仕組み。政権公約では平成22年度に「調査・モデル事業・制度設計」を開始し、23年度から本格実施するとしている。コメ、麦、大豆、菜種の4品目を作っている農家を対象に開始する方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の実施にあたり1兆4000億円の財政を必要としているものの、積算根拠や財源が示されていない。</li> <li>○ 我が国の農業は、北海道から沖縄まで地域条件や経営規模によって多様な農業が展開されているが、「全国一律」の交付金単価で対応できるのか疑問である。</li> <li>○ 「所得補償」といいながら、補填は全国標準の生産費までで、これまでの所得を補填するものではない。</li> <li>○ コメについて「生産調整廃止」といいながら、行政から割り当てられる生産数量目標を守らないと所得補償は受けられない。「生産調整廃止」と完全に矛盾している。</li> <li>○ 生産数量目標を「農業者の意向を踏まえ」設定するとしている。本来は「消費者の意向」を踏まえておこなうべきものである。消費者のニーズに基づいた生産をおこなうために、農家の創意工夫を活かすことが重要である。</li> <li>○ 補助金制度を、所得補償制度に切り替えるということであるが、産業という観点からいえば後退である。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル事業として農林水産省が概算要求していた5618億円が満額予算案に盛り込まれた(本体事業3447億円、関連事業2171億円)。一方、土地改良事業費は、前年度予算額5772億円から2129億円に約63%削減され、モデル事業費の予算確保にあてられた。</li> <li>○ 「定額部分として、コメ農家を対象に水田10アール当たり1万5000円の補償交付金が一律支給される(過去数年平均での標準的な生産コストと標準的な販売価格との差額)。さらに、変動部分として、当年の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、赤字分の差額が補填される。</li> <li>○ また、関連事業として水田利活用自給力向上事業を実施することとし、水田の有効活用等を図るため、水田で麦・大豆、米粉用・飼料用米等を生産する販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保するよう、主食用米との差額相当分を支給する。(交付単価が減少する地域に対しては激変緩和措置を併せて実施。)</li> <li>○ 関連法案については、通常国会への提出を見送り、秋の臨時国会への提出を目指している。但し、10年度に実施するモデル事業での各農家への交付金などの支給に影響はない。</li> <li>○ 今後、モデル事業を進める中で11年度からの本格実施に向けた問題点などを検証し、漁業や畜産業での実施も検討されている。</li> <li>○ 4月1日から戸別所得補償モデル対策の加入受付が開始されているが、申請件数は5月末時点で約55万件にとどまり、対象となるコメの販売農家180万戸の3分の1にも満たない水準となっている。申請は6月末に締め切られる予定だが、参加率が低ければ民主党の目玉政策の意義が問われることとなる。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでは、「モデル事業を検証しつつ、段階的に他の品目および農業以外の分野に拡大する」と表現が後退し、11年度以降の本格実施の実現が曖昧となった。</li> </ul>

民主党政権の政策	高速道路の無料化
<p><b>問題点</b></p>	<p>高速道路の通行料金を首都高速・阪神高速を除き、原則無料にし、渋滞が見込まれない地方部を中心に2010年度から段階的に実施し、12年度から完全実施としている。無料化後の高速道路建設費用は税金で賄うとしている。無料化は、03年の衆院選から政権公約に盛り込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民主党の主張は無料化ではなく、高速道路の税金化・国営化に他ならない。</li> <li>○ 首都高速・阪神高速を除く高速道路を無料化すれば、約2.1兆円(平成21年度予算)の料金収入がなくなる。この場合、債務の償還(約40兆円:年間約1.6兆円、民営化後45年以内で返済)や維持管理の経費(同約0.2兆円)をどう調達するのか。</li> <li>○ 建設中箇所も含めて今後の高速道路は税金で建設するとしているが、結局、国民は毎年税金で払うことになる。しかも、維持費や過去の債務を高速道路がない地域の人や高速道路を利用しない人にまで負担させ、受益者負担の原則からいって不公平である。</li> <li>○ 高速道路で働いている民間の約2万人超の就労者の雇用が心配である。</li> <li>○ 一般道との価格差別化が無くなることによって、思わぬ大渋滞を引き起こすことになり、高速道路の本来機能に支障をきたす。観光バスや青果、鮮魚等の生もの輸送にも支障をきたす。</li> <li>○ 地球温暖化対策として、「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減する」という目標を設定している一方で、無料化による利用者増加と鉄道など他の交通機関からの転換で、温室効果ガスの排出量を増やすという矛盾がある。</li> <li>○ 高速道路網と競合関係にある鉄道・バス・フェリー等の地域圏ネットワークに大きな影響を与え、経営を圧迫する。その結果、国の交通体系のバランスを崩壊させ、地域の足を奪ってしまうことになる。</li> <li>○ 国民のETCへの出費が無駄になる。</li> <li>○ 日本の高速道路は料金が高すぎる。すべての路線について2分の1か3分の1に値下げすることを提案したい。</li> </ul>
<p><b>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会実験の費用として、6000億円の概算要求額が計上されていたが、予算額は1000億円にまで圧縮された。</li> <li>○ 国土交通省は、4月9日首都高速や阪神高速などを除いて普通車は2000円、軽自動車は1000円、トラックなどの中・大型車は5000円を上限とする新たな高速道路の料金制度を発表した。実施時期は2010年6月～11年3月末までの試行とし、渋滞などの影響を確認しながら無料化を段階的に進めていくとしている。</li> <li>○ ETCの利用に関係なく、すべての車に適用し、エコカー減税対象車のうち、ガソリン1リットル当たりの燃費が20キロ以上の普通車は軽自動車と同じ上限1000円に優遇する。首都高速と阪神高速は、定額料金制(一部を除き普通車一律700円)をやめ、走行距離に応じて500～900円(普通車)を課金する方式に改める。ETCを付けていない車は上限額を徴収する。また、本州四国連絡道路については、フェリー業界に配慮して1000円</li> <li>○ 無料化の社会実験区間はわずか37路線の50区間にとどまり、現行のETC車「休日上限1000円」などの割引制度は廃止される結果、多くのドライバーには実質的な値上げとなる。また、たまったポイントを通行料金にあてられる「ETCマイレージサービス」なども原則、廃止される。このような新料金制度は、「原則無料化」とは逆行しており、あきらかな公約違反!</li> <li>○ 新制度には、物流業界を中心に反発が相次ぎ、民主党内からも異論の声が上がっていたが、鳩山総理は「現時点では見直さないが、国会審議を踏まえて国交省が総合的に判断する」と見直しに含みを持たせて事態の收拾を図った。</li> <li>○ 一方、新料金制度の導入を受け、「上限1000円」割引などの原資として2018年3月末まで国費で手当て済みの計3兆円の残金2.5兆円うち、今回の制度変更で使われずに済む1.4兆円を高速道路の整備に転用する「道路整備事業財政特別措置法改正案」が通常国会に提出された。これも「コンクリートから人へ」の趣旨に相反している。</li> <li>○ 当初6月導入を目指していた新料金制度は国会審議の遅れで実施が先送りされ、結局関連法案も廃案となった。その結果、現行の割引制度が当面継続されるとともに、無料化の社会実験のみが先行的に6月28日午前0時から実施されることとなった。実施区間は、今年度中に開通する東九州道の2区間(26キロ)を加え、計1652キロになる。対象区間は、首都高速と阪神高速を除く全路線の約2割に該当するが、料金ベースではわ</li> <li>○ 菅新政権でも再任された前原大臣は、就任時に首都高速、阪神高速以外でも大都市部の高速や基幹路線については課金することも検討すると発言し、一部の制度見直しを示唆した。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでも、「高速道路原則無料化」は掲げられているが、「段階的に」という表現が加えられた。一方、必要な財源については全く触れられていない。</li> <li>○ 前原大臣は、6月18日の記者会見で「国土交通省としての考えをまとめ、官房長官らと相談して進めたい」と述べ、「12年度までの段階的实施」というこれまでの方針を事実上白紙に戻した。</li> </ul>

民主党的政策	中小企業の法人税率を11%に引き下げる
<p>問題点</p>	<p>民主党は2010年度から、中小企業を対象とした法人税の軽減税率を、現行の18%から11%に引き下げるとしている。一定期間の特例措置として10年度税制改正に盛り込む考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人税の基本税率は30%で、資本金1億円以下の中小企業は年800万円以下の所得について22%の軽減税率が適用されるが、世界的な金融危機を受けた09年度税制改正で2年間に限り18%に引き下げられたばかり。</li> <li>○ 11%という水準は、個人事業主に対する課税、法人税率30%とバランスが損なわれる。(※)</li> <li>○ 併せて、法人に対するオーナー課税の廃止を提案しているが、個人事業主との間により一層の不公平が生じる可能性がある。</li> <li>○ 税率引き下げに伴う歳入減2350億円の財源補填はどうなるのか。</li> <li>○ 中小企業にはもともと赤字で法人税支払いを免れている企業が多い。</li> </ul> <p>※ 800万円の課税所得額の場合、所得税(個人事業主)では120.4万円、法人税(11%)では88万円となり、差額は32.4万円となる。</p>
<p>2010年 通常国会閉会時の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2010年度税制改正では、中小企業に対する法人減税は「代替財源がない」として実施が先送りされた。</li> <li>○ 11年度税制改正での取り扱いについては、政府税制調査会で検討されているが、「税率引き下げの前提として、研究開発税制など既存の企業優遇税制を抜本的に見直す」ことや、「減税の財源として、特定の業界などに税制上の優遇措置を与える租税特別措置を廃止する」などの意見が出されている。</li> <li>○ 6月1日、経済産業省がまとめた「産業構造ビジョン2010」では、法人税の実効税率を現在の約40%から、来年度に5%程度引き下げ、将来的に25~30%を目指すことが明記された。これに対し、財務省は財政健全化の観点から法人減税には慎重な姿勢であり、省庁間での考えが異なっている。詳細については、今後の政府税制調査会などでの議論に委ねた格好だ。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでは、衆院選マニフェストで中小企業に絞っていた法人税減税を拡充し、中小企業に限らず法人税率を引き下げる方針を示した。「簡素化を前提に、国際競争力の維持・強化、対日投資促進の観点から見直す」とのことであるが、実施時期や引き下げ幅については明記していない。ただし、中小企業向けの法人税率の引き下げについては、(18%→11%)を再掲している。</li> <li>○ 政府が、6月18日に閣議決定した「新成長戦略」では、法人税率の引き下げを「21の国家戦略プロジェクト」のひとつと位置付けた。日本企業の国際競争力強化のため、現在40%の法人税の実効税率を段階的に主要国並みに引き下げる一方で、租税特別措置の見直しなどで課税対象を広げ、財源を確保するとしている。しかし、引き下げ時期などは明記していない。</li> <li>○ 政府は、大阪の湾岸地区などを念頭に、進出企業への法人税率を大幅に引き下げる「国際戦略総合特区(仮称)」の創設を検討しており、「新成長戦略」にも盛り込んだ。企業が実質的に負担する法人税の実効税率を下げることで、企業の活力を引き出し、経済成長につなげる狙いのようだ。必要な特別立法措置を来年の通常国会に提出し、来年度中にも特区制度をスタートさせたい考えとのこと。</li> </ul>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底説明)

民主党の政策	返済猶予制度(亀井金融担当大臣が明言)
<p>問題点</p>	<p>中小企業の借金やサラリーマンの住宅ローンについて、元本や金利の返済を3年間猶予する法案を臨時国会に出すという。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 返済猶予の法制化は、民間同士の契約である金銭貸借の内容に国家権力が介入することであり、本来、市場経済を甚だしくゆがめる手法である。</li> <li>○ 国内では、1923年の関東大震災の時に震災地に限定して30日間、27年の昭和金融恐慌では、全国的に3週間の支払猶予令が出された。3年間の長期にわたり広く返済を猶予するのは、けた外れの措置であり、実施すれば弊害や副作用は大きい。中小企業金融が大半を占める地方銀行などへの財務悪化は避けられない。</li> <li>○ 関連融資の総額は280兆円。利ざやが1%なら、銀行界全体から3兆円近い利益が消える計算となる。金融機関の経営を圧迫するだけでなく、新規融資に慎重になってむしろ貸し渋りを助長する恐れすらある。</li> <li>○ 返済猶予期間中に倒産した場合、際限のない税金投入につながりかねない。また、税金投入は堅実経営をしている企業や苦しくても住宅ローンを約束通り返済している人からすれば不公平感がある。</li> <li>○ 制度を利用したことが世間に知られれば、経営が悪化しているとの風評被害も発生しかねない。</li> <li>○ 猶予の対象を元本返済に限るのか、金利支払いにも含めるのか。</li> <li>○ 義務付けにするのか、努力規定にとどめるのか。</li> <li>○ 一律に返済猶予することは否定しているが、企業のモラルハザードを防ぎながらどうやって基準を設定するのか。</li> <li>○ 前政権から実施している焦げ付いた返済を公的資金で肩代わりする「緊急保証制度」の拡充など、効果的な金融支援追加策で対応すべきである。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中小企業等金融円滑化法」が2009年11月30日に成立、12月4日に施行された。</li> <li>○ 自力再生できそうな中小企業や住宅ローン利用者からの申し出があった場合、銀行などの金融機関に対し、返済猶予や金利減免、返済期限の延長、債権放棄など、貸し付け条件の変更や借り換えにできる限り柔軟応じるよう「努力義務」を課す。また、金融機関には条件変更した件数や金額を3か月に1回開示・報告するよう義務付けるとともに、虚偽報告への罰則も設けている。</li> <li>○ 2011年3月末までの時限立法。</li> <li>○ 郵政改革法案の取り扱いを巡る混乱で、亀井大臣は辞任したが、後任の自見新大臣は就任会見で、来年3月に期限を迎える同法について延長を前向きに検討するとの意向を示した。</li> </ul>

民主党政権の政策	地球温暖化対策の推進(2020年までに1990年比25%)
<p>問題点</p>	<p>民主党は、地球温暖化対策として「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減する」という目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25%削減の具体的な達成の道筋が明らかでなく、実効性に疑問。</li> <li>○ 地球温暖化対策税(環境税)、キャップ&amp;トレード型の国内排出量取引制度、固定価格買取制度についても、具体的な制度の中身が示されないまま、「25%」の数字だけが先行。</li> <li>○ 地球温暖化対策税の創設を主張する一方で、自動車関係諸税の暫定税率廃止を掲げている。民主党の主張する環境税の税率は、ガソリン税の暫定税率分と比べてもかなり低率で、国際的な取り組みに逆行する。(2007年5月の「脱地球温暖化戦略」での環境税率:導入時炭素1トンあたり3000円程度、一世帯の年間負担額は約3700円→ガソリン1リットル当たり約2円に相当。ガソリン税の暫定税率分は約25.1円/リットル)</li> <li>○ 麻生政権での試算によれば、25%削減を国内の産業界や家庭の努力だけで達成するには、1世帯当たり年間36万円の負担増となる。(省エネ投資の負担増で企業業績が悪化することに伴う家計の可処分所得の目減り分が約22万円、住宅への太陽光発電義務化等コストの高い再生エネルギーの導入拡大や新車販売の約9割を次世代カーにするなどに伴う光熱費増が約14万円、合計36万円)</li> <li>○ すでに省エネの進んだ日本には過大な負担であり、経済に悪影響を及ぼす。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第15回気候変動枠組み条約締約国会議(COP15)で「コペンハーゲン協定」が承認されたのを受け、2010年1月末までに合意文書別表に2020年の温室効果ガス排出量を記載することとなった。日本はすべての主要国が意欲的な目標を掲げることを条件に「90年比25%減」の目標を維持した内容で文書を提出した。</li> <li>○ 一方、2010年度税制改正では、暫定税率廃止に伴う代替財源として導入が検討された地球温暖化対策税(環境税)については、11年度導入を目指す方針が明記された。ガソリン税などの暫定税率は制度としては廃止されるが、同率の「特別税率」を本則税率に上乗せ課税するとし、新たな措置で同規模の税収が維持されることになった。これは明らかな公約違反!</li> <li>○ また、温室効果ガス排出量を&lt;1&gt;2020年までに1990年比で25%削減する中期目標&lt;2&gt;50年までに同80%削減する長期目標を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」が通常国会に提出された。政府案には、「すべての主要国が公平で意欲的な温室効果ガスの削減目標で合意すること」を前提条件に、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税(環境税)などの方策が盛り込まれているが、25%削減のうち海外からの排出枠購入に頼らず国内対策だけで実現する「真水」の占める割合については不明確のままである。</li> <li>○ 自民党は25%削減を「非現実的」として「2005年比15%削減」を、公明党は「前提条件なく25%削減」を盛り込んだ対案をそれぞれ提出した。</li> <li>○ 政府案に対しては、実際に排出削減に取り組む産業界や労働団体の一部からも、産業活動の停滞を懸念し、反発の声があがっている。</li> <li>○ 政府案は、衆議院通過後、参議院で審議未了のため廃案となった。その結果、排出量取引制度などの具体的な制度設計の検討・導入は当初の予定より遅れることとなりそうだ。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでは、11年度から地球温暖化対策税の導入を検討する方針が盛り込まれている。</li> </ul>

民主党政権の政策	川辺川ダム・ハツ場ダム中止
<p>問題点</p>	<p>民主党は、「時代に合わない国の大型直轄事業は全面的に見直す」とし、無駄な公共事業の実例として、川辺川ダム・ハツ場ダムを名指し、政権交代後の建設中止を明記していた。                  前原国土交通大臣は就任直後、公約通りダム建設中止を宣言したが、建設推進を求める地元住民の意向を無視した一方的な発表であった。その後、地元の理解が得られるまで中止の法的な手続きを始めないと表明したが、中止の方針自体は変えていない。                  川辺川ダム(熊本県)の総事業費は約3400億円で、うち約2075億円がすでに投じられている。また、ハツ場ダム(群馬県)の総事業費は約4600億円で、うち約3200億円は関連工事などに投入済みである。</p> <p>○ ハツ場ダムの場合、1都5県も約2000億円の建設費用を負担しており、国の都合で中止すれば、これを返還しなければならない。前原大臣は、中止の場合、自治体の負担分を返還する考えを示しているが、その財源は貴重な国民の税金である。一方で、地元での生活再建関連事業などは継続するとしており、これにも約770億円の資金が必要になる。</p> <p>○ 結局、ダム完成後の維持費(年間約10億円弱)を差し引いても中止した方が数百億円も余計にお金がかかる。単純に考えれば、このまま工事を進めた方が費用がかからない。</p> <p>○ ハツ場ダムに対しては、地元長野原町のみならず治水や利水の恩恵を受ける周辺1都5県も建設続行を求めている。</p> <p>○ すでに生活拠点を新たな場に移すなど、ダムありきで生活再建をしている住民にとっては、公約に掲げたからといって、中止を強行できる状況ではない。</p> <p>○ 政争の具にされているとしたら不幸だ。もっと冷静に論理的に検証しなければならない。</p> <p>※ 全国で計画されているダム事業は143事業(国・水資源機構－56事業、道府県－87事業)                  前原国土交通相は、国直轄事業のうち既存ダムの改修8事業を除いた48事業について、工事の新段階への移行凍結を表明。既に本体工事の17事業は最終段階にあるため工事は進む見込み。残り31事業全体については来年度以降、どう事業を進めるかを今後検討し、来年度予算編成までに示すという。道府県が主体となっている87事業についても、事業評価をやり直す考えを示している。</p>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<p>○ 今年1月24日、地元住民と前原国土交通大臣との初の意見交換会が実現したが、大臣は「政策転換でご迷惑をかけた」と謝罪する一方、「予断なく検証するが、中止の方向性は変わっていない」と改めて言明した。建設の継続を求める地元要望に対しては「応えることはできない可能性がある」と述べ、中止ありきの態度に変化は見られなかった。</p> <p>○ 国は、平成22年度予算の個所付けで、本体工事の予算配分は見送ったが、ハツ場ダムに約141億円、川辺川ダムに約10億円の生活再建事業費を計上し、ハツ場の湖面1号橋など道路の付け替えや住民の代替地移転などに充てる。一方、ハツ場ダムの建設事業に参加している6都県は独自に計約211億円の予算を計上(群馬、埼玉、千葉県は本体工事費を計上)し、建設推進の姿勢をより強調している。</p> <p>○ 民主党の参院選マニフェストでは、「中止の方向性を示しているハツ場ダムをはじめ、全国のダム事業について、予断を持たずに検証を行い、『できるだけダムに頼らない治水』へ転換を進める」と記載され、若干の修正がなされた。</p>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底説明)

民主党政権の政策	緊急経済対策の補正予算を執行見直し
<p><b>問題点</b></p>	<p>平成21年度補正予算(約13.9兆円)を抜本的に見直し、「子ども手当」や「生活保護給付の母子加算復活」など政権公約に掲げた政策の財源確保ため、計上された事業の一部を凍結し、約3兆円を捻出するとしている。</p> <p>執行停止の対象になるのは、(1)地方自治体向けを除く基金事業(約2.2兆億円)(2)独立行政法人、国立大学法人、官庁の施設整備費(約6000億円)(3)官庁の環境対応車や地上デジタルテレビなどの購入費(約800億円)。(1)の場合では、来年度以降の支出部分について自主返納や交付辞退の要請、執行停止を行う。</p> <p>○ 補正予算は景気を下支えするためのものであり、予算を凍結すれば、上向きに転じた成長率はいきなりマイナスになり、景気を腰折れさせる危険性がある。</p> <p>○ 予算の凍結や見直しが強行された場合、その内容によっては、雇用や医療・福祉など、国民生活に大きな混乱、影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>○ すでに各都道府県では、国の補正予算を受けてこれまで経済・雇用対策の財源を計上しており、各種事業や基金の創設に充てている。交付や交付決定が済んだもの、企業などと契約済みの事業もある。地方の公共事業は大混乱し、失業者も増大するおそれがある。</p>
<p><b>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</b></p>	<p>○ 平成21年度補正予算の見直しは、総額の約20%にあたる2兆9259億円程度が執行停止となった。</p> <p>○ 雇用や景気刺激に即効性が期待される道路関連などの公共事業が凍結されたことにより、国内総生産(GDP)が0.2～0.6%押し下げられるとの試算がある。</p>

民主党政権の政策	東アジア共同体の推進
<p>問題点</p>	<p>民主党は、アジア外交を強化する枠組みとして「東アジア共同体構想」を政権公約に明記している。具体的には(1)中国、韓国などアジア諸国との信頼関係強化に全力を挙げる(2)通商や金融、エネルギー、環境、災害救援、感染症対策の各分野で協力体制を確立する(3)投資、労働、知的財産分野を含む経済連携協定(EPA)交渉を積極的に推進する一など。また、鳩山総理は国連演説で、「FTA(自由貿易協定)、金融、通貨、エネルギー、環境、災害救援など、できる分野から協力し合えるパートナー同士が一步一步協力を積み重ねることの延長線上に、東アジア共同体が姿を現すことを期待している」と述べ、構想の実現に強い意欲を表明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済協力と安全保障の枠組みづくりを目指す「東アジア共同体」構想は、かつての社会党が、日米安保を否定し、中国やソ連との接近を図ったのと同じ政策である。</li> <li>○ 日米同盟を「基軸」とすべきであるが、日米同盟は「対等」という。日本が積極的に共同体構想の旗振り役を務める結果、日米同盟関係に悪影響を及ぼしては本末転倒だ。</li> <li>○ 米紙に掲載された鳩山総理の論文によると、米国主導のグローバリズムへの批判やアジア共通通貨の発行に踏み込んだ内容となっている。東アジアは、政治体制の異なる多様な国からなるため、欧州連合(EU)をモデルに通貨統合するには無理がある。</li> <li>○ アジアにはすでにアジア太平洋経済協力会議(APEC)、ASEANプラス3(日中韓)、ASEAN地域フォーラム(ARF)など、各種対話や協議機関が多数存在する。</li> <li>○ おそらく中国がイニシアチブを取ることになるだろう。日本の海洋資源政策、米国との安全保障政策、東南アジア友好政策等に悪影響を及ぼすものと思われる。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2010年版外交青書の中で、鳩山総理(当時)が唱える東アジア共同体構想を新たに記述し、この構想を「アジア外交の柱」と位置づけ、機能的な共同体の網を幾重にも張り巡らせるとした。当初は、多国間安全保障への道を開いていくと説明していたアジア太平洋地域の安全保障については、欧州のような多国間の集団防衛的な安全保障機能は発達せず、米国を中核とした2国間の安全保障取り決めの積み重ねが基軸として、東アジア共同体に集団安全保障は含まれないとの考えを明確にした。</li> <li>○ また、東アジア共同体は、貿易・投資、環境、教育、人の交流などでASEAN(東南アジア諸国連合)プラス3(日中韓)など既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用し、可能な国と一步一步具体的な協力を進めるとしている。</li> <li>○ 同時に日米同盟を基軸としつつ、東アジア共同体構想を長期的ビジョンとして掲げるとして、従来通りの日米同盟重視の外交姿勢も記している。</li> <li>○ 鳩山総理(当時)は、6月1日の閣僚懇談会で東アジア共同体構想の今後の取り組み方針を示した。基本方針では、冒頭で「米国の関与は不可欠」と明記し、米国への配慮をみせた上で、中国、韓国、ASEANなどの既存の枠組みを活用し、平和で繁栄した地域を形成するとした。具体的な取り組みとしては、自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の推進や、海賊対策、防災・災害対策ネットワークの強化が盛り込まれ、ビジネスマン・研究者・公務員らを5年間で10万人交流させる目標も設定された。しかし、内容は地域的統合の足がかりとなる新たな多国間協力の枠組みなどには踏み込まず、既存の経済協定の延長やスローガンにとどまっており、アジア共通通貨についても一切触れられていない。</li> <li>○ 鳩山総理退陣後、政権を引き継いだ菅新総理は、「アジアを中心とする近隣諸国とは、政治・経済・文化などのさまざまな面で関係を強化し、将来的には東アジア共同体を構想していく」と発言し、構想を継続する考えを示している。</li> <li>○ 民主党の参院選マニフェストでも、東アジア共同体の実現をめざし、中国・韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力をあげることが掲げられている。</li> <li>○ 民主党有志は、「東アジア共同体議員連盟」を設立し、会長に鳩山前総理が就任した。</li> </ul>

民主党的政策	沖縄普天間飛行場の移設問題
<p>問題点</p>	<p>普天間飛行場は、ヘリコプター部隊を中心とした航空機が配備され、在日米軍基地でも有数の海兵隊航空基地である。しかし、同飛行場は、宜野湾市の中心に位置し、市面積の約25%を有していることから地域の振興開発の著しい障害となっているだけでなく、航空機騒音の発生や航空機事故の危険性など、沖縄が抱える米軍基地問題の象徴となっている。</p> <p>現在の危険性を除去するために、平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の最終報告により、同施設の全面返還が日米間で合意され、平成14年7月、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」がその移設先に決定し、今日に至っている。</p> <p>民主党は、普天間飛行場の県内移設・返還に反対し、県外もしくは国外移設を訴えている。</p> <p>○ 普天間飛行場の移設・返還と海兵隊のグアム移転、そして嘉手納以南の基地・施設の移設・返還は統一的なパッケージである。一連の在日米軍再編計画の合意の中で、沖縄の基地負担を大幅に軽減するものであり、迅速かつ着実に実施されなくてはならない。</p> <p>○ 民主党の主張を実現するためには、これまでの日米交渉の経緯を無視して、合意を白紙に戻し、14年前のSACO設置に戻って、再交渉を行わなくてはならない。</p> <p>○ 民主党の主張が通るまで、沖縄の負担軽減は先送りされることになる。</p>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<p>○ 昨年末、鳩山総理(当時)は、日米合意に基づく現行計画を見直すとともに、新たな移設先選定の結論を先送りした。現行計画の可能性は排除しないものの、「県外・国外」を含めた新たな移設先を平野官房長官と与党3党代表者による「沖縄基地問題検討委員会」で検討し、本年5月末までに連立与党、地元、米国が合意できる候補地を決める考えを表明した。</p> <p>○ 3月末、「検討委員会」での議論を打ち切り、政府は、(1)米軍キャンプシュワブ(沖縄県名護市)陸上部に1500m級滑走路か、500m級のヘリパッドを建設する陸上案(2)米軍ホワイトビーチ(うるま市)のある勝連半島沖合を埋め立てて滑走路を建設する案(3)鹿児島県徳之島を活用し、普天間飛行場の機能を分散移設する案をまとめたが、移設候補地の反対運動を恐れて正式な公表はしなかった。</p> <p>○ 4月の段階では、普天間飛行場の海兵隊ヘリ(約60機)の5~6割を徳之島に移し、残りの部隊、施設をキャンプ・シュワブ陸上部などに「分散移設」する鳩山総理の「腹案」が有力とされていた。地元への正式な打診もなく頭越しに候補地を選定するやり方に名前を挙げられた地域は反発し、徳之島では住民による大規模な移設反対集会所も開催された。また、沖縄でも「県内移設反対」求める県民集会所が開催され、約9万人(主催者発表)。</p> <p>○ 5月4日、鳩山総理は就任後初めて沖縄を訪問し、仲井真知事らに普天間飛行場の国外・県外への全面移設は難しいとの考えを初めて伝えた。また、米軍キャンプ・シュワブ沿岸部を埋め立てる現行計画を杭打ち棧橋(QIP)方式に一部修正するとともに、徳之島にヘリ部隊を移転する案を公の場で伝えた。同日、米側にも同案を正式に提示したが、杭打ち棧橋方式については、過去の日米協議でテロの危険性が高いことを理由に却下した経緯があり、徳之島案については、沖縄の海兵隊陸上部隊との距離が離れすぎている、運用上受け入れられないと明確に反対する立場を表明</p> <p>○ この方針転換に関して、鳩山総理は、衆院選時に『最低でも県外』と言ったのは自分自身の発言で、正式な党の公約ではないと釈明している。しかし、この詭弁には、与野党双方から厳しい批判や疑問の声が上がっている。</p> <p>○ 5月7日、鳩山総理は徳之島の3町長らと会談し、徳之島に普天間の機能の一部負担を正式に要請した。これに対し、3町長は、受け入れを拒否した。</p> <p>○ 日米両政府が5月28日に発表した共同声明では、普天間飛行場の移設先を米軍キャンプ・シュワブ「沖縄県名護市辺野古」と明記し、代替施設の具体的な位置や工法などは「2010年8月末日までに専門家による検討を完了させる」とした。また、訓練移転については、沖縄県外への移転を拡充するとともに、適切な施設の整備を条件として、「徳之島」の活用を検討するとした。</p> <p>○ 迷走の末、2006年の自民政権時代の日米合意とほぼ同じ案に回帰した結果となったことを受け、福島消費者・少子化担当大臣は、閣議決定される政府の対処方針への署名を拒んだため罷免され、社民党は連立を離脱した。</p> <p>○ 鳩山総理は、一連の普天間移設問題での迷走など、支持率低下を理由に辞任した。しかし、辞任したからといって、問題が解決するわけではない。</p> <p>○ 政権を引き継いだ菅新総理は、普天間移設問題について、日米合意を踏襲しつつ、沖縄の基地負担軽減に取り組むことを表明している。また、仲井真沖縄県知事との就任後初会談でも同様の内容を伝えている。</p> <p>○ 民主党の参院選マニフェストでは、衆院選マニフェストにあった「米軍再編や在日米軍基地のあり方は見直しの方向で臨む」とした表現を削除し、「総合安全保障、経済、文化などの分野における関係を強化することで、日米同盟を深化させる」と新たに明記した。その上で、「普天間基地移設問題に関しては、日米合意に基づいて、沖縄の負担軽減に全力を尽す」とし、現実路線へ軌道修正を図った。</p>

民主党政権の政策	「夫婦別姓」導入
<p>問題点</p>	<p>千葉法務大臣は、結婚した際に夫婦同姓か別姓かを自由に選択できるようにする「選択的夫婦別姓制度」の導入に意欲を示し、民法改正案を早ければ来年の通常国会に提出する見通しである。  <b>「夫婦別姓の早期実現」</b>は7月に発表した民主党政権の政策集に掲載されていたが、衆院選マニフェスト(政権公約)からは外された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世論調査で賛否が拮抗するなど異論も根強いにもかかわらず、なぜこれを急ぐのか。</li> <li>○ 子供は両親のどちらかとは別姓になり、伝統的な家族の一体感や絆が損なわれ、家族崩壊につながる。</li> <li>○ 政府が家族の解体を支援することになり、結果として国家が滅びるおそれがある。</li> <li>○ 近年、官公庁や企業では旧姓使用が認められる傾向にあり、パスポートも旧姓の併記が認められている。</li> <li>○ 働く女性の利便性のみが指摘され、子供の視点は見落とされているのではないか。</li> </ul> <p>(参考)ジェンダーフリーの基本的考え方と歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■男女雇用機会均等法(昭和61年4月1日 施行)              平成11年4月1日の改正により、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止された。制定当初、募集・採用、配置・昇進については努力目標とするにとどまっていたが、この改正で禁止規定とした。</li> <li>■男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日 施行)              男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。家庭生活だけでなく、議会の参画や、その他の活動においての基本的平等を理念とする。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めるものである。</li> <li>■ジェンダーフリー教育の実例 → ・クラス名簿を男女混合にする ・競技を男女混合にする ・靴箱やロッカーの男女混合 ・女子の体操着のブルマー廃止と同時に男子の短パンも廃止し、男女兼用のハーフパンツとする。 など</li> <li>■同性婚の現状              ☆同性結婚を認めた国(地域) → オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、アメリカ・マサチューセッツ州、南アフリカ              ☆パートナーシップ法がある国(パートナーシップ法など、夫婦に準じる権利を同性カップルにも認める法律のある国) → デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、グリーンランド、アイスランド、フランス、ドイツ、フィンランド、イギリス、ルクセンブルグ、イタリア、アンドラ、スロベニア、スイス、チェコ共和国、アメリカ・ハワイ州・バーモント州・カリフォルニア州・ニュージャージー州・メイン州・コネチカット州、アルゼンチン、ブラジル、ニュージーランド、オーストラリア・タスマニア州              ☆同性カップルの権利を保障する国(同性結婚は認めていないが、同性カップルの権利に対し、何らかの形で法的な保証をあたえている国) → イスラエル、ハンガリー、ポルトガル、オーストリア</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府は、<b>今国会成立を目指している選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案について3月12日の閣議決定を見送った。</b>夫婦別姓については、民主党内にも賛否両論があるとともに、国民新党代表の亀井郵政改革・金融担当大臣が反対を明言するなど、連立政権内での調整も難航している。</li> <li>○ 制度の要点は、(1)結婚後、同姓か別姓かの判断は、結婚前に決定しなければならず、その決定の変更は認められない。(2)別姓の場合、子の姓を父母どちらの姓に統一するかは結婚前に決めておかなければならない。— となっている。また、法案には、(3)婚姻していない男女間に生まれた非嫡出子の相続分について、嫡出子と同一とする。(現行は嫡出子の半分)(4)女性の婚姻年齢を、現行の16歳から男性と同じ18歳に引き上げる。(5)女性の再婚禁止期間を離婚後6ヶ月から100日に短縮する。— ことも盛り込まれている。</li> <li>○ 結局、通常国会では、法案の提出が見送られた。</li> <li>○ 民主党は、参院選マニフェストでも<b>選択的夫婦別姓制度導入の記載を見送った。</b></li> </ul>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底説明)

民主党的政策	教員免許更新制度の見直し
<p>問題点</p>	<p>教員免許更新制度は、10年ごとに指導法や最新の教育課題について30時間(5日間)以上の講習を受ける。そして模擬授業など実技を含めた試験により、5段階で評価される。60点未満だと不合格になり、2年以内の再講習で合格しないと免許が失効する。</p> <p>民主党は、今年度から始まった教員免許更新制を2011年度にも廃止し、大学4年制の教員養成課程を、大学院2年も含む6年制に延長するほか、教員を増員するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安倍内閣が手がけた教育再生をゼロベースに戻し、教育に最も重要な教師の指導力向上を目的とする教員免許更新制を廃止するのは、怠け者の教師をはびこらせる日教組の主張そのままである。</li> <li>○ 教員養成課程を6年制に延ばすこととは別の問題と考える。</li> <li>○ 現在、教育現場にいる不適格教員に、日教組に支持される民主党がどれだけメスを入れることができるのか。民主党と日教組が一体の関係では、改善を期待できない。</li> <li>○ 教員免許更新制度は不適格教員の更正とともに、教員に対し研修の場を与える制度であり、教員にとってマイナスばかりではないはずだ。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 川端文部科学大臣は衆議院文部科学委員会で、「混乱を避けるため、ただちに廃止するのが筋では」との質問に対し、「制度は抜本的に見直す」としながらも、「まず(制度を)やめて、とは思っていない」と答弁している。</li> <li>○ また、「教員養成課程6年制」については、学生の経済的負担などを考慮して期間短縮も含めた軌道修正も検討されているとのことである。</li> <li>○ 6月3日、川端大臣は、「教育免許更新制度」の存廃や「教員養成課程」の延長等について、中央教育審議会(中教審)に諮問した。ただし、教員養成課程の「6年制」の文言については、期間延長を示唆する表現にとどまり、明文化されなかった。検討を重ねたうえで、年内に一定の取りまとめを行い、早ければ来年1月の通常国会への関連法案提出を目指したい意向である。また、現行制度の廃止については、法律も含めた新しい制度とセットで行う方針とのことである。</li> </ul>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底説明)

民主党政権の政策	社会保険庁(H22年1月に日本年金機構が発足)の見直し
<p>問題点</p>	<p>旧自公政権は、不祥事が相次いだ社会保険庁を解体、厚生労働省から切り離し、平成22年1月に非公務員組織として「日本年金機構」に衣替えする準備を進めてきた。総数約1万8000人(正職員約1万1000人、有期雇用職員約7000人)の同機構の職員は、社保庁からの移行のほか、民間からも採用することとし、正職員として管理職候補約300人を含む計1000人以上をすでに内定している。約1万3100人の社保庁職員のうち年金記録ののぞき見などで懲戒処分を受けたことのある職員約850人については年金機構に採用せず、他省庁などに受け入れ先がない場合は、解雇にあたる「分限処分」にするとしている。</p> <p>一方、民主党は、日本年金機構に移行すると年金記録問題がうやむやになる可能性があるとして、社会保険庁と国税庁を統合して「歳入庁」を創設する方針である。職員は公務員のまま、公租公課の徴収一元化によって効率化を図るといふ。民主党政権下で今後の社保庁の組織改革は以下の3通りが想定される。</p> <p>①秋の臨時国会で年金機構凍結法案を成立させ、社保庁の暫定的な存続を認め、歳入庁に編入する案。                  ②将来の歳入庁創設のステップとして、麻生内閣の方針通り22年1月に年金機構を発足させる案。                  ③年金機構の発足時期を定めた政令を改正し、同年3月まで判断を先送りする案。</p> <p>○ 年金記録ののぞき見などで懲戒処分を受けたことのある職員約850人の多くは民主党支持の自治労傘下労組に加入している。当面、社保庁を存続させた場合、こうした職員もほぼ全員の雇用が維持され、労組を救済したことになる。</p> <p>○ 暫定的にせよ社保庁を残した場合、民間からの内定者を含めて全員を公務員にしなければならない。また、内定者が社会的信用の失墜した社保庁職員の身分を受け入れるかどうか。さらに、社保庁のままなら管理職候補用のポストに空席がない。「内定切り」になった場合は、損害賠償が生じる可能性がある。</p> <p>○ 同機構が、民間企業が持つ顧客サービスのノウハウを年金業務に生かす狙いで設立されるのに、歳入庁は、職員が公務員の特権的地位に安住してサービスを怠ったり、記録問題を引き起こした労組のでたらめな体質を引きずったりするのではないかという心配がある。</p>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<p>○ 社会保険庁が平成21年12月末で廃止され、22年から非公務員型の特殊法人「日本年金機構」が業務を引き継ぐ。</p> <p>○ 幹部ポストをはじめ940人(正職員)が民間から公募採用された。</p> <p>○ 一方、組合活動へのヤミ専従や年金記録ののぞき見などで処分歴のある職員は正規雇用されず、有期雇用、勧奨退職、分限免職などを迫られた。厚生労働省での非常勤職員採用や官民人材交流センターでの民間への再就職あっせんなどで救済が図られたが、社保庁職員1万2566人のうち、1159人が同機構へ移れず、厚生労働省への配置転換などもされなかった。うち525人が「分限免職」となったが、この処分を不服として期限内に人事院に審査請求を申し立てた元職員は78人にのぼる。今後、処分の是非が審理されるが、撤回されなければ集団訴訟に発展する可能性がある。</p> <p>○ 「歳入庁」構想については特に進展がみられない。</p>

民主党政権の危うさ(マニフェスト・INDEX2009を徹底解明)

民主党の政策	労働者派遣法の規制強化
<p>問題点</p>	<p>労働者派遣法改正案は今年6月、民主、社民、国民新3党が衆院に共同提出したが、廃案になった。内容は、製造業への労働者派遣や、派遣先が見つかったときだけ労働契約を結ぶ登録型派遣を原則禁止することが柱。鳩山政権は、法案を早ければ臨時国会に再提出する考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正規雇用が基本であるというコンセンサスは重要である。</li> <li>○ 労働者派遣制度には、派遣労働者の雇用が不安定であることなど、様々な問題が指摘されているが、一方で、働く時間を選択できることや、会社に縛られずに働くことができるなど、労働者派遣に対する労働者のニーズが存在することも事実である。</li> <li>○ 現在の景気動向の中で、急激な改定は派遣労働者の働く機会を大きく制限し、雇用に大きな影響を与える可能性がある。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時国会では法案提出されず。</li> <li>○ 労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)での答申を受け、「労働者派遣法改正案」が通常国会に提出された。</li> <li>■改正案の骨子             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「登録型派遣」の原則禁止(通訳など専門26業務と高齢者や産休代替などは例外)</li> <li>(2)製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)</li> <li>(3)日雇い派遣(日々または2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(例外あり)</li> <li>(4)禁止業務への派遣や偽装請負などの違法派遣があった場合、派遣先が派遣労働者に労働契約を申し込んでいたものと見なす「みなし雇用制度」の導入</li> <li>(5)登録派遣と製造業務の原則禁止の施行は3年以内。登録で問題のないものはさらに2年まで施行猶予</li> </ul> </li> <li>○ 労政審の答申では、契約期間の定めのない派遣労働者に限り、派遣先企業が受け入れ前に行う「事前面接」の解禁規定が盛り込まれていたが、社民、国民新両党が「立場の弱い派遣労働者が容姿や年齢で派遣先に差別される」と強く反対した結果、政府は、解禁規定を削除した上で法案を国会に提出した。労使合意のもとで結論が出された内容が、法案提出時に覆すのは極めて異例。</li> <li>○ 衆議院で審議されていた改正法案は、継続審議となった。</li> </ul>

民主党政権の政策	国家公務員制度改革
<p><b>問題点</b></p>	<p>民主党は、公務員制度の抜本改革として、内閣の一元管理による新たな幹部職制度や能力・実績に応じた処理などを着実に実施するとマニフェストに記載している。また、各省による「天下りあっせん全面禁止」を打ち出すと同時に「国家公務員総人件費を2割以上削減する」とも記している。さらに、公務員の労働基本権を回復し、民間と同様に労使交渉で給与を決定するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 能力や実績に応じた処遇を実施するといいつつ、政治家の関心の深い官僚や民間人が幹部に選ばれる情実人事が横行しかねない。また、政治家が多くの官僚の手腕・能力等を把握するのは不可能で、公募の民間人の能力を見定めるのも難しい。</li> <li>○ 大きな落ち度もなく降格させられれば、当事者はもちろん官僚組織全体の士気まで低下しかねない。</li> <li>○ 「人件費の2割削減」には、人員の2割削減か給与の2割カットが必要だが、数値目標の具体的な記述がない(人員では、国家公務員60万人のうち、自衛隊25万人、矯正施設・検察・海保等の治安関係7万人で半数以上を占めるのが現状である)。</li> <li>○ 人件費の削減については、地方分権の推進とも関連して、国の出先機関を地方移管し、国家公務員を地方公務員の身分にすることが想定される。もし、そうするならば、その人件費相当額の税源を地方に移譲する必要が生じるが、地方の人件費増への対応に関する記述がない。</li> <li>○ 「天下りの根絶」により、定年まで働ける環境をつくるとしているが、ベテラン官僚の給与抑制には言及していない(現行の年功序列の給与体系では、ベテランが残って新人が減れば、人件費は約900億円増加するという試算がある)。また、定年まで働いたり、定年延長をおこなう場合でも、人件費増・国民負担増となる。</li> <li>○ 「公務員の労働基本権」について、どこまで回復するのが曖昧である(スト権まで付与するのか、自衛官、警察官、消防職員にも付与するのか)。</li> <li>○ 痛みを伴う改革に対して、官公労の反発は必至で、労組を有力支持母体とする民主党に真の改革は到底できない。</li> </ul>
<p><b>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「天下り根絶」を掲げていながら、日本郵政社長に齋藤次郎元大蔵事務次官を就けるなど、元官僚というだけで国会同意人事に反対してきた野党時代の対応とに一貫性がない。</li> <li>○ 政府は、法案提出に先行して「天下りのあっせん禁止」を閣議決定した。その結果、ベテラン官僚が大幅に増え、その分新卒採用を減らす必要が生じたため、2011年度の新卒採用者数を、前年(任期付き職員などを含む9112人)比で「半減」(Ⅰ種・Ⅱ種:2割減、Ⅲ種・出先機関:8割減)の4500人程度に抑制する方針を打ち出した。しかし、5月21日に閣議決定された内容は、治安に携わる刑務官、皇宮護衛官、入国警備官、海上保安官と動物検疫所の獣医師、航空管制官などの専門職を削減対象外とした結果、前年(任期付き職員などを除いた7845人)から39%減の4783人にとどまり、半減目標は達成できなかった。また、民間企業や関連団体への出向拡大に取り組む構えだが、業績悪化に苦しむ民間に受け入れる余力があるのか疑問であり、新たな天下り問題も発生するのではないかという懸念も出てくる。</li> <li>○ 政府は、「国家公務員法等改正案」を提出したが、自民党・みんなの党は対案を共同提出した。政府案は、「内閣人事局」を新設することが柱となっており、一部を除く各省庁の次官、局長、部長級を同一の職制とし、事実上の降格を可能にするとしている。しかし、「人件費2割削減」については何の方策も盛り込まれておらず、天下りの温床とされる「早期退職勧奨」にも踏み込まず、当面存続させている。一方、対案では、部長級以上の幹部から課長への降格も可能にし、政府案よりも信賞必罰の人事の幅を広げるとともに、人件費削減・事務次官ポスト廃止・刑事罰なども明記している。政府案は、衆議院は通過したが、参議院で審議未了のため廃案となった。</li> <li>○ 公務員への労働基本権付与については、仙谷国家戦略大臣(当時)が答弁で、「2011年6月までに法案を提出できるよう努力する」と述べるにとどまっている。</li> <li>○ 政府が検討している「退職管理基本方針」では、定年前の自主退職希望者に退職手当を上乗せする「希望退職制度」を導入する一方、定年まで働ける環境整備策として「高位の専門スタッフ職」を新設するとのことである。</li> <li>○ 民主党は、国家公務員の定員や給与を管理する「公務員庁」(仮称)を創設する方針で、公務員の労働基本権を回復した場合の労使交渉の政府側窓口にするとのことである。</li> <li>○ 民主党の対応は、公務員制度改革の全体像の検討が進んでいないままの見直し作業であり、「天下り根絶」とは明らかに逆行している。</li> </ul>

民主党的政策	郵政事業の抜本的見直し
<p>問題点</p>	<p>民主党・社民党・国民新党は、共通政策のひとつとして「郵政事業の抜本的見直し」を掲げ、「郵政事業における国民の権利を保障するため、また、国民生活を確保し、地域社会を活性化すること等を目的に、郵政事業の抜本的な見直しに取り組む」とした。総選挙後の「連立政権樹立に当たっての政策合意」においても再確認され、その後、政府は「郵政改革の基本方針」を閣議決定し、郵政事業の抜本的見直しに着手した。■閣議決定の骨子(①郵便、ゆうちょ、かんぽを全国の郵便局で一体的に利用できるようにする、②郵便局ネットワークを、格差是正のための拠点として位置付け、ワンストップ行政の拠点としても活用する、③ゆうちょ、かんぽのユニバーサルサービスを法的に担保するほか、銀行法、保険業法等に代わる規制を検討する。加えて利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する、④経営形態を再編成する。株式会社形態とする、⑤日本郵政に情報開示と説明責任の徹底を義務付ける、⑥郵政民営化法を廃止する)</p> <p>閣議決定と同日、西川善文日本郵政社長(当時)が、政府の掲げる方針との隔たりが大きいとの理由から辞意を表明し、のちに元大蔵省事務次官で東京金融取引所社長の齋藤次郎氏が新社長に就任した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分社化によって三事業一体の運営が損なわれ、利便性が低下したとの指摘があるが、これは経営技術で解決できうることである。それをもって民営化を失敗と結論づけるべきではない。</li> <li>○ 郵便事業の収益力向上や経営の合理化がおろそかになり、国営時代のように金融の収益に依存する非効率的な組織への逆戻りが懸念される。</li> <li>○ 完全民営化で政府の関与がなくなるとはじめて民間との競争条件が整う。</li> <li>○ 度重なる経営形態の変更によって職場は混乱し、社員には不安と疲労感が広がる。国民に対しても大きな混乱をもたらす。</li> </ul>
<p>2010年 通常国会閉会時 の経過と結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時国会で「郵政株式売却凍結法」が成立し、日本郵政グループの組織体制の再編案など郵政民営化見直しの内容が固まるまで、日本郵政グループ3社(持ち株会社の日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険)の株式処分が停止された。</li> <li>○ 4月30日国会に提出された「郵政改革法案」は、日本郵政の組織再編、政府の将来にわたる関与、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの義務付けを骨子とし、①現在の5社体制から、持ち株会社の日本郵政と郵便局会社、郵便事業会社を2011年10月1日に統合して親会社とし、ゆうちょ銀行とかんぽ生命(金融2社)を傘下に置く3社体制にする、②政府は自分、日本郵政の株式をすべて所有するが、将来は上場させて最終的に3分の1超を保有する、③親会社から金融2社への出資比率はいずれも3分の1超とする、④金融2社の新規業務は、現在の認可制から届け出制に移行し、有識者による第三者委員会の「郵政改革推進委員会」がチェックすること ― 等が規定されている。<u>これは「民から官へ」の改革逆行法案である。</u></li> <li>○ 法案の成立にあわせて、政令で、ゆうちょの預入限度額を1000万円から2000万円に、かんぽの加入限度額1300万円から2500万円に引き上げる方針であるが、野党時代の民主党は2005年の衆院選でゆうちょの預入限度額を下げ、残高の規模を半減させると公約していた。これは180度の路線転換ではないか。また、ペイオフで保証される元本1000万円を超えて預けても「暗黙の政府保証」があるとの安心感から、中小金融機関からゆうちょに資金シフトが起こる可能性があり、<u>地域金融機関から融資を受けている中小企業への悪影響が懸念される。</u>さらに、国の関与を残しつつ、経営の自由度を高めるのは、ゆうちょ・かんぽを「肥大化」させ、かつての財投復活ともなりかねない。全国銀行協会や生命保険協会などの業界団体は、限度額引き上げは「<u>民業圧迫</u>」であると強く反発している。米、EUも日本に対し、金融市場の公平な競争を阻害する恐れがあると「<u>深刻な懸念</u>」を表明するとともに、<u>世界貿易機関(WTO)協定に抵触する可能性があると指摘している。</u></li> <li>○ 素案では、日本郵政グループ内取引に課される年間約500億円に上る消費税を免税することが検討されたが、取り扱いは別途、政府税制調査会で議論し結論を得ることとなった。</li> <li>○ 2010年11月を目処に、グループ全体で約20万人いる非正規社員のうち一定の要件を満たす約6万5000人を対象に、審査を行ったうえで正社員に登用するとしているが、正社員化による人件費の増加が、グループ経営の負担・圧迫になる可能性がある。</li> <li>○ 鳩山政権を引き継いだ菅新総理(民主党代表)は、亀井金融・郵政担当大臣(国民新党代表)と会談し、郵政改革法案の速やかな成立を期すことを確認し、合意文書を交わした。しかし、民主党が通常国会の会期を大幅に延長しない方針を伝え、会期中の法案成立が絶望的となったことから、亀井大臣は責任を取る形で閣僚を辞任したが、連立離脱はせず、後任に自見国民新党幹事長が就任した。</li> <li>○ 衆議院では短時間で強行採決された郵政改革法案は、参議院では審議未了で廃案となったが、民主・国民新両党は同一の法案を参院選後の臨時国会における最優先課題とし、速やかな成立を図ることを盛り込んだ確認書を交わした。また、民主党参院選マニフェストにも同様の記載がある。</li> </ul>